

12.5cm 12.5cm 第 年 月 日 実施 年 月 日から 期 間 年 月 日まで 指定管理鳥獣捕獲等事業 従 事 者 証 都道府県知事	注 意 事 項 1 従事者証は、鳥獣の捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者とみなされた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業を実施する都道府県又は国の機関</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>(委託を受けた場合) 法 人 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 管 理 鳥 獣 の 種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	事業を実施する都道府県又は国の機関		(委託を受けた場合) 法 人 の 名 称		指 定 管 理 鳥 獣 の 種 類		区 域		方 法		備 考	
事業を実施する都道府県又は国の機関													
(委託を受けた場合) 法 人 の 名 称													
指 定 管 理 鳥 獣 の 種 類													
区 域													
方 法													
備 考													
12.5cm 12.5cm 第 年 月 日 実施 年 月 日から 期 間 年 月 日まで 指定管理鳥獣捕獲等事業 従 事 者 証 都道府県知事	注 意 事 項 1 従事者証は、鳥獣の捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者とみなされた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業を実施する都道府県又は国の機関</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>(委託を受けた場合) 法 人 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 管 理 鳥 獣 の 種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	事業を実施する都道府県又は国の機関		(委託を受けた場合) 法 人 の 名 称		指 定 管 理 鳥 獣 の 種 類		区 域		方 法		備 考	
事業を実施する都道府県又は国の機関													
(委託を受けた場合) 法 人 の 名 称													
指 定 管 理 鳥 獣 の 種 類													
区 域													
方 法													
備 考													

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。